

## 埼玉県議会傍聴における手話通訳及び要約筆記に関する実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、聴覚障害者の円滑な議会傍聴のため、聴覚障害者に対する手話通訳及び要約筆記（以下「手話通訳等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (実施方法)

第2条 手話通訳等は、本会議及び委員会（以下「会議」という。）を傍聴しようとする聴覚障害者（聴覚障害者の補助をする者を含む。以下「聴覚障害者等」という。）の申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の手話通訳等は、申請した聴覚障害者等の傍聴時に限り行うものとする。
- 3 手話通訳等は、傍聴席の所定の場所で行うものとする。
- 4 委員会における要約筆記は、ノートテイク方式とする。

### (申請手続)

第3条 手話通訳等を希望する聴覚障害者等（以下「申請者」という。）は、手話通訳申請書（別記様式）に必要事項を記入し、原則として、傍聴しようとする会議の開催日の7日前の午後5時（ただし、閉庁日は除く。）までに議会事務局議事課（以下「議事課」という。）に提出することとする。

### (手話通訳者等)

第4条 手話通訳者及び要約筆記者（以下「手話通訳者等」という。）は、社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会に依頼し、派遣を受けるものとする。

- 2 やむを得ない理由により手話通訳者等の派遣を受けることができないときは、議事課は、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

### (申請の取下げ)

第5条 手話通訳等の申請を取り下げるときは、申請者は、速やかに議事課へ届け出なければならない。

### (費用)

第6条 手話通訳等の実施に要する費用は、予算の範囲内で、県が負担する。

### 附 則

この要領は、平成28年2月17日から施行する。

# 手話通訳・要約筆記申請書（本会議用）

平成 年 月 日

埼玉県議会議長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(連絡先電話番号) \_\_\_\_\_  
(連絡先FAX番号) \_\_\_\_\_  
(連絡先E-mail) \_\_\_\_\_

埼玉県議会本会議を傍聴したいので、下記のとおり手話通訳  
要約筆記を申し込みます。

記

傍聴予定日	平成 年 月 日 ( )
傍聴予定時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
傍聴予定者数	人
希望する内容	手話通訳 ・ 要約筆記 (どちらか又は両方に○)

※傍聴を取りやめる場合は、その旨速やかに御連絡願います。

提出先

埼玉県議会事務局議事課

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-6238

FAX 048-830-4922

E-mail a6230@pref.saitama.lg.jp

# 手話通訳・要約筆記申請書（委員会用）

平成 年 月 日

埼玉県議会

委員長 様

申込者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(連絡先電話番号) \_\_\_\_\_  
(連絡先FAX番号) \_\_\_\_\_  
(連絡先E-Mail) \_\_\_\_\_

埼玉県議会委員会を傍聴したいので、下記のとおり手話通訳  
要約筆記を申し込みます。

記

傍聴予定日	平成 年 月 日 ( )
傍聴予定時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
傍聴予定者数	人
希望する内容	手話通訳 ・ 要約筆記 (どちらか又は両方に○)
傍聴を希望する 委員会名	

※傍聴を取りやめる場合は、その旨速やかに御連絡願います。

## 提出先

埼玉県議会事務局議事課

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-6238

FAX 048-830-4922

E-mail a6230@pref.saitama.lg.jp